



空き家の適正な管理をお願いします

空き家を所有することとなる理由として、最も多いのは「相続」による取得です。

今は空き家と無関係であっても、親族が亡くなり、住んでいた住居を相続した結果、空き家を所有することになるケースも多く、「空き家問題」は市民の皆様にとって身近な問題です。

空き家を放置すると、景観の悪化、雑草や庭木の繁茂、害虫の発生、不法侵入・不審火の危険、ごみの不法投棄、家屋や塀の損壊の危険など、様々な問題が発生する恐れがあります。

空き家の所有者は、空き家を適正に管理しなければならないと法律で定められており、部材の落下や、建物や塀の倒壊などで、通行人等が怪我を負った場合には、空き家の所有者の責任となり、損害賠償を問われることもあります。

下妻市空家等対策協議会が設立されました

協議会では、適正な管理がなされずに危険が見られる空き家や周辺に著しい影響を及ぼしている空き家を「特定空家等」に認定し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいた措置を実施していきます。



勧告を受け、改善が見られない場合は、固定資産税の住宅特例が対象外となり、空き家の所在する土地の固定資産税が最大で6倍になります。

命令を受けても改善が見られない場合は、50万円以下の過料が課せられます。また、立入調査を拒否した場合は、20万円以下の過料が課せられます。

空き家を適正に管理しましょう！

✓ 空き家の状態を確認しましょう

これから気温が高くなり、草木の繁茂期になると、雑草の繁殖や毛虫の発生、庭木の枝の越境等が増えます。

適正な管理を怠ると、ご近所トラブルに繋がりますので、繁茂期を迎える前に除草や剪定を実施しましょう。

✓ 定期的な建物のメンテナンスを行いましょ

建物は人が住まなくなると傷みが早くなります。

定期的な換気や通水、破損個所の早期修繕などを心掛けましょう。

また、利用予定のない建物は、賃貸・売却による利活用や取壊しを検討するなど、今後の計画を立てましょう。

✓ 連絡先を伝えておきましょう

所有者が遠方にお住まいの場合や福祉施設等に入所する場合は、ご近所や自治会に連絡先を伝えておくなど、問題が発生した際に、直ぐに対応できるようにしましょう。

空き家を発生させないために

✓ 建物の登記を確認し、必要な手続きをしましょう

相続登記をせずに長時間放置すると、相続人が増えてしまい、所有権移転等の手続きが困難になってしまったり、相続の際に、相続人間で揉め事に発展してしまったりすることがあります。

✓ 建物の将来について話し合いましょう

現在お住まいの建物は、居住者が亡くなった後、誰が相続し、管理するのかなど、相続や遺言等について話し合っておくことも大切です。

✓ 専門家に相談しましょう

消防交通課では「空き家を貸したい(売りたい)」「近所の空き家で困っていることがある」「除草業者や解体業者などに心当たりがない」など、空き家に関する相談を行っています。

消防交通課 ☎43-2119 FAX43-4214

市民が主役のまちづくりへ ~市民協働の取り組み~

市では、市民が主役のまちづくりに向けて、市民や市民団体がそれぞれの役割を補いながら、共通の目的のため協力・協働する市民協働の取組みを進めています。

主な事業としては、「どこでも市長室」を開催し、地域の課題についての共通理解やまちづくりの意見交換を行っています。また、市民活動団体が行う新規事業について、「市民協働のまちづくり推進交付金」により、事業費用の一部を補助しています。

どこでも市長室



地域で活躍されている団体などと市長が直接話し合い、まちづくりへの提案や意見交換を行っています。「こんなまちになったらいい」「こんなことをやってみたら」の提案をもとに市長と意見交換を行う団体（市内在住・在勤などの10人以上で構成される市民団体・自治区等）を募集しています。

令和3年度の開催状況

開催日	申込団体名	意見交換のテーマ
令和3年 4月11日(日)	鎌庭新宿自治会	工業団地造成と流通機能の強化など
令和3年 7月30日(金)	常総ひかり農協 千代川地区園芸部	市内農産物の販売促進・知名度向上策など
令和3年 11月21日(日)	宗道自治区長会	新庁舎完成後の千代川庁舎の活用など

※提案等の内容は、市ホームページで公開しています。

市民協働のまちづくり推進交付金

市民活動を始めるためのきっかけづくりを目的として、地域の活性化や課題解決につながる新規事業を行う場合は、その費用の一部を補助しています。なお、新規事業を継続的に実施する場合は、5年を限度に補助の対象になります。

(※市民活動団体の経常的な活動や運営に関するものは対象となりません。)



令和3年度の交付団体・事業内容の例

団体名	事業内容	交付金額
黒駒ふるさとクラブ	黒駒地区の環境整備	55,000円
神明自治会	神明世代間交流	40,000円

交付金額

1団体につき、交付対象経費の2/3以内で、10万円まで交付（※新規事業の場合）

「どこでも市長室」の申し込みや「市民協働のまちづくり推進交付金」の申請は、市民協働課までお問合せください。なお、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を徹底して行ってください。

市民協働課 ☎43-2114 FAX43-1960